

# 生活情報

◆携帯メール配信「まきのはらTeaメール」  
makinohara@emob.jp



◆公式フェイスブック「マキコム」 MAKicom  
http://www.facebook.com/makicom.makinohara

◆公式フェイスブック「ビタミンらぼ」 VITAMIN LABO  
http://www.facebook.com/vitamin.makinohara



**【高齢者福祉行政基礎調査】**  
問い合わせ 社会福祉課 鈴木  
☎ (23) 0070

**民生委員児童委員が調査のために訪問します**  
【災害時要援護者の個別計画調査】

調査期間 3月下旬～5月末日  
調査内容 災害時に一人での避難が困難で、同居する家族などの援助を受けることができない人を把握し、地域で支援が可能なよう一人一人の個別計画を作成するための調査

問い合わせ 税務課 羽田  
☎ (23) 0035

**軽自動車税の減免の制度を利用してください**  
障がいのある人は、所有する軽自動車税の減免制度を利用できます。忘れずに手続きしてください。

期間 4月14日㈪～5月26日㈪

会場 税務課、相良窓口課

持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、自動車検査証、運転免許証、軽自動車所有者の印鑑

その他 ▶障がいの等級によつては適用されない場合がありますので、分からぬ場合は事前にご相談ください▶減免は、1人につき車両1台となります。

自動車税（県税）と重複しての減免はできませんので、ご注意ください。

問い合わせ 税務課 羽田  
☎ (23) 0035

**生活支援センターやまと**

【高齢者福祉行政基礎調査】  
問い合わせ 社会福祉課 鈴木  
☎ (23) 0070

**【災害時要援護者の個別計画調査】**

問い合わせ 社会福祉課 鈴木  
☎ (23) 0070

**【災害時要援護者の個別計画調査】**